

介護予防実態調査分析支援事業について

(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 追加資料)

介護予防実態調査分析支援事業の概要(案)

第1 事業の目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成18年度より、高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止（以下「介護予防」という。）を目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく予防給付及び地域支援事業（介護予防事業）が実施されている。

予防給付及び地域支援事業（介護予防事業）は、超高齢社会を迎えるに当たって、活力ある社会を構築していくことを目指して実施されるものであり、実施方法やサービス内容の見直しを継続的に行い、より効果的・効率的なものへと改善していくことが求められている。

このため、本事業は、市町村において、より高い効果が見込まれる実施方法やサービス内容による介護予防モデル事業を実施し、また、当該モデル事業を含む介護予防関連事業に係る詳細な情報の収集及び評価を行い、もって予防給付及び地域支援事業（介護予防事業）の実施方法等の見直し・改善に資することを目的として実施する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

なお、実施市町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

第3 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。なお、1は必ず実施し、一部の市町村は2も併せて実施するものとする。

- 1 介護予防サービスの活動状況や介護予防効果を検証するための情報収集及び評価に係る事業
- 2 より高い効果が見込まれる実施方法やサービス内容による介護予防モデル事業

第4 介護予防サービスの活動状況や介護予防の効果を検証するための情報収集及び評価に係る事業

1 趣旨

介護予防サービスの活動状況や介護予防の効果を定量的に分析及び評価するため、事業を実施する市町村のうち、介護予防モデル事業を実施する市町村及び実施をしない市町村のいずれにおいても、介護予防事業の対象者ごとのサービスの利用状況、心身機能等に関する詳細な情報を経時的に記録し、厚生労働省が提供する専用システム

を用いて分析する。

2 実施方法

- (1) 実施市町村は、厚生労働省と協議の上、管内の地域包括支援センターを1箇所以上選定して事業を行う。第3の2の介護予防モデル事業を実施する市町村においては、当該事業の対象となる区域を所管する地域包括支援センターにおいて事業を行う。
- (2) 地域包括支援センターは、本事業の実施期間中に、厚生労働省が別途配布する専用フォーマットを用いて、介護予防事業の実施状況に関する情報を定期的に厚生労働省に提出する。
- (3) 地域包括支援センターは、本事業の実施期間中に当該センターが介護予防ケアマネジメントを実施した全対象者について、厚生労働省が別途配布する専用システムを用いて、サービスの利用状況、心身の状況等に関する情報を経時的に記録する。
- (4) 地域包括支援センターは、当該センターに蓄積された情報のうち、氏名等のプライバシーに関わる情報を除いたものを、専用システムを用いて定期的に厚生労働省に送信する。

第5 より高い効果が見込まれる実施方法やサービス内容による介護予防モデル事業

1 趣旨

一部の市町村は、本事業において、より高い効果が見込まれる介護予防事業の実施方法及びサービス内容を検討するため、介護予防モデル事業を実施する。

2 実施方法

実施市町村は、以下の①～③のうち、1つ又は複数の内容を取り入れた介護予防モデル事業を、管内の1箇所以上の地域包括センターの所管区域内において実施する。

実施に当たっては、地域支援事業（介護予防事業）を適宜活用し、必要な部分については本事業で実施することとする。

本事業の対象者数等については、事業開始前に事業実施市町村と別途協議し、一定数を定めることとする。

(1) 介護予防事業のシステム面を強化したモデル（以下の①～⑥等を実施）

- ① 区域内の全ての高齢者を対象とした介護予防教室等を開催し、その参加者の中から要介護状態等となるリスクの高い高齢者を選定する
- ② 認定非該当者への積極的な参加の呼びかけを行う
- ③ 地域支援事業実施要綱に定める「基本チェックリスト」を、区域内の全ての第1号被保険者に対して郵送等で実施し、要介護状態等となるリスクの高い高齢者を選定する
- ④ 介護予防ケアマネジメントや介護予防事業の事業評価の電算化・効率化を行う
- ⑤ 事業実施市町村で統一された評価指標を用いる

- ⑥ ボランティア等を積極的に活用する
- (2) より効果が見込まれるサービスを実施するモデル（以下の①～③等を実施）
 - ① 骨折予防や膝痛・腰痛対策に着目したサービスを取り入れる
 - ② 必要な者に対して、事業の実施回数や実施期間等の制限をできるだけなくす
 - ③ 栄養改善、口腔機能向上サービスを運動器の機能向上サービスと同時に行う
- (3) 認知機能向上プログラムを実施するモデル

第6 事業実施に当たっての留意点

- 1 事業は、厚生労働省が提供するマニュアルに従って実施するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係団体及び関係機関等と連携・調整を十分に図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、対象者に対して事業の趣旨、個人情報等の取扱い等についての十分な説明を行い、理解を得るように努めることとする。

第7 報告

実施市町村は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

なお、厚生労働省は、報告された実施状況等の分析・評価結果を本事業の実施市町村に提供するものとする。

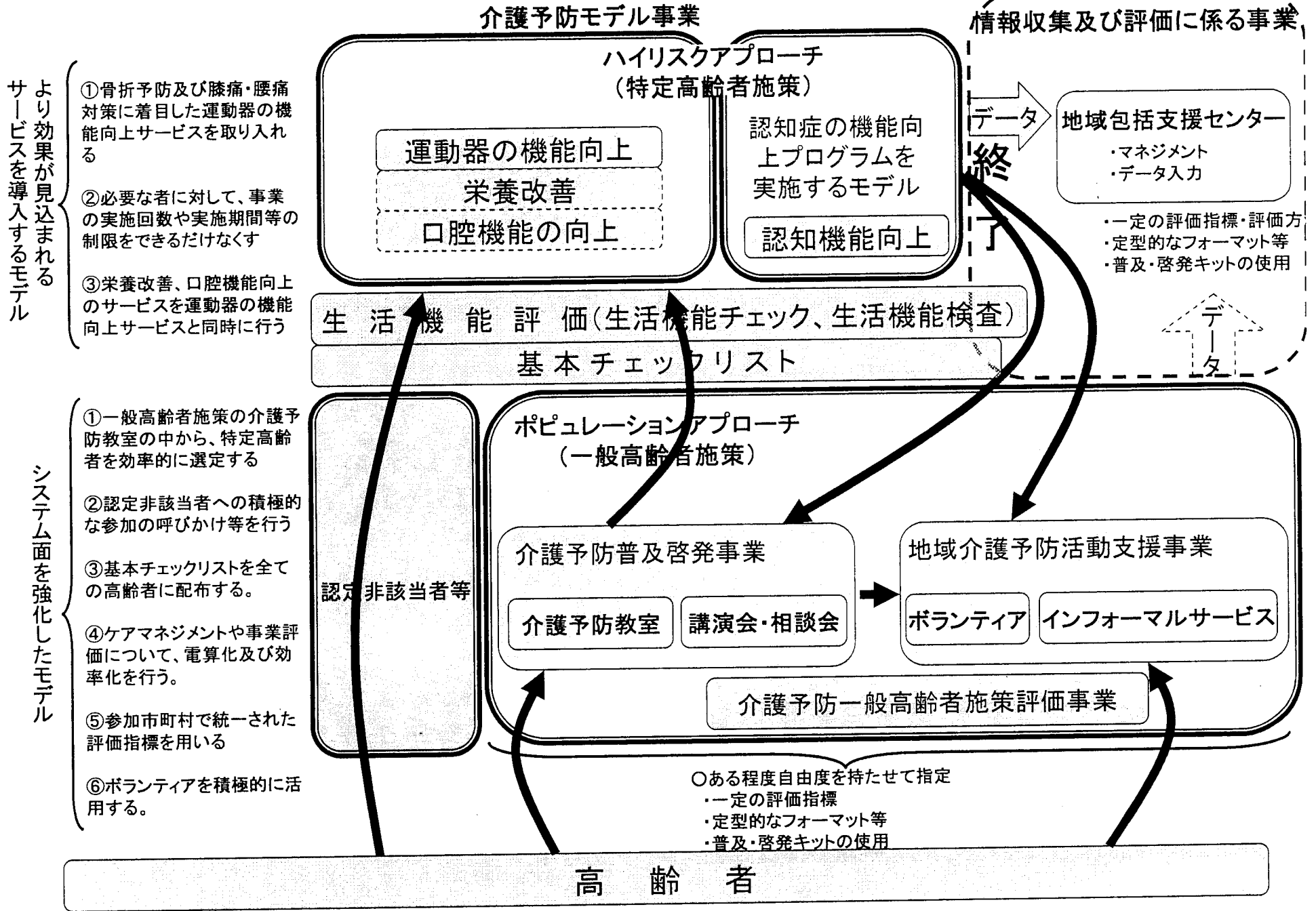
第8 経費の負担

第3の1の事業に要する経費及び第3の2の事業に要する経費の一部については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第9 その他

- 1 本事業を円滑に実施するため、市町村の実務担当者に対して事業の実施方法等の研修を厚生労働省において実施するものとする。
- 2 本事業により収集された経時的情報については、個人情報を除き、厚生労働省においてその効果等を検証するため利用することがある。

介護予防実態調査分析支援事業のイメージ



介護予防実態調査分析支援事業の参加市町村のイメージ

	情報収集及び評価に関する事業									
	介護予防モデル事業									システム・サービスともに介入なし (情報収集及び評価のみ)
	システム面を強化するモデル					より効果が見込まれるサービスを導入するモデル			認知機能向上プログラムを実施するモデル	
	一般高齢者施策を入り口とする	認定非該当者への積極的呼びかけ	基本チェックリストの全員配布	ケアマネジメントや評価の電算化・効率化	評価指標の統一	ボランティア等の活用	腰痛・腰痛及び骨折予防に着目したサービス	実施回数や実施期間等の制限をできるだけなくす		
A市			○					○		
B町								○		
C市			○							
D市								○		
E町									○	
F市										○
G市								○		

介護予防モデル事業に係る経費負担について

介護予防モデル事業の実施に要する経費については、地域支援事業として実施が可能な事業については、原則として地域支援事業交付金を活用し、その他の事業については、介護予防実態調査分析事業費(介護保険事業費補助金)を活用することとする。(予定)
(詳細については、3月27日に開催する説明会において説明する予定)

介護予防モデル事業にかかる経費

地域支援事業費

介護保険法に基づく財源構成(介護予防事業の場合)

国	25/100
都道府県	12.5/100
市町村	12.5/100
保険料	50/100

介護予防実態調査分析支援事業費

国からの補助率 10/10